

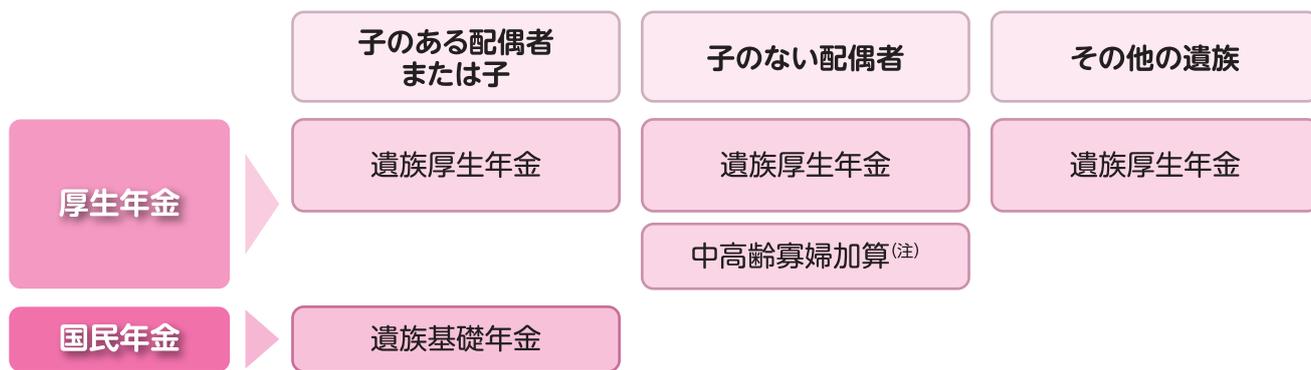


**知って
安心!
厚生年金**

遺族になったときの年金



被保険者（組合員）が在職中または退職後に死亡したときには、その遺族に対して「遺族厚生年金」が、子のある配偶者または子が遺族となる場合は「遺族基礎年金」があわせて支給されます。



(注) 中高齢寡婦加算とは、中高齢の子のない妻に対する加算をいいます。

①40歳以上65歳未満の妻に対する加算（中高齢寡婦加算）

遺族厚生年金の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満であるときは、遺族厚生年金に一定額の加算があります。
なお、子のある妻については、妻の年齢が40歳以上であれば、子が18歳（障害状態にある子は20歳）の誕生日の属する年度の年度末に達して遺族基礎年金が支給されなくなった月から、一定額の加算があります。

②65歳以上の妻に対する加算（経過的寡婦加算）

左記①を受けている妻が65歳に達すると、中高齢寡婦加算は打ち切れ、老齢基礎年金が支給されます。
昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで、65歳以上になっても、その者の受ける年金の額が低下しないよう、生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

遺族の範囲と年金支給の順位

遺族とは、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者のことをいいます。

遺族厚生年金と遺族基礎年金の遺族の範囲及び年金支給の順位は次のとおりです。

遺族厚生年金

① 配偶者*及び子

(子については、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子)

② 父母*

③ 孫

(18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の孫、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の孫)

④ 祖父母*

*夫・父母・祖父母は55歳以上の者が遺族となります。

遺族基礎年金

① 子のある配偶者

(18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子を持つ配偶者)

② 子

(18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子)

(注1) 子については、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡の当時、胎児であった子も含まれます。
(注2) 子に対する遺族厚生（基礎）年金は、配偶者が遺族厚生（基礎）年金を受給している間は支給が停止されます。

支給要件

遺族厚生年金と遺族基礎年金の支給要件は次のとおりです。

遺族厚生年金

次のいずれかに該当したときに、その者によって生計を維持していた遺族に支給されます。

① 被保険者（組合員）が在職中に死亡したとき

② 退職後に被保険者（組合員）であった間に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき

③ 障害等級1級または2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき

④ 老齢厚生年金等の受給権者または被保険者（組合員）期間等が25年以上ある者が死亡したとき

(注) 遺族厚生年金の①②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者（組合員）期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。

遺族基礎年金

次のいずれかに該当したときに支給されます。

① 老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格を満たしている者

② 国民年金の被保険者

③ 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者

(注) ②、③の者の場合は、一定の保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

きになる ワンポイント



公務による病気やケガでなくなった場合は？

組合員または組合員であった者が公務傷病等により死亡した場合は、その遺族に退職等年金給付として「公務遺族年金」が支給されます。

公務遺族年金を受けられる遺族の範囲は、遺族厚生年金と同様となります。

公務遺族年金

遺族厚生年金

遺族基礎年金